

ざいじゅうがいこくじん こうかてき ぼうさいたいさく  
在住外国人のための効果的な防災対策について

とう しん  
答 申

2009 (へいせい 21) ねん がつ  
年1月

ち い き こ く さ い か す い し ん け ん と う い い ん か い  
地域国際化推進検討委員会

目次

はじめに . . . . . 1

これまでの外国人への防災に関する取組 . . . . . 3

1 都の取組 . . . . . 3

(1) 「外国人災害時情報センター」 . . . . . 3

(2) 「東京都在住外国人向けメディア連絡会」 . . . . . 3

(3) 防災知識の普及啓発 . . . . . 3

(4) 外国人向け大規模参加型防災訓練 . . . . . 3

(5) 在住外国人支援事業助成 . . . . . 3

2 区市町村や都内外国人支援団体の取組 . . . . . 4

(1) 区市町村の取組 . . . . . 4

(2) 東京都国際交流委員会の取組 . . . . . 4

(3) 外国人支援団体の取組 . . . . . 4

在住外国人等を取り巻く防災に関する現状と課題 . . . . . 5

1 外国人等に対する基本的情報の提供や意識醸成の不足 . . . . . 5

2 地域社会における外国人との交流や理解の不足 . . . . . 6

3 十分に達成されていない外国人への情報伝達体制 . . . . . 7

4 外国人支援に関する都・区市町村・民間団体の相互連携不足 . . . . . 8

外国人支援のための効果的な防災対策に向けた取組の提言 . . . . . 9

1 防災に関する効果的な普及啓発の取組 . . . . . 9

(1) 一般の外国人が参加する防災訓練の実施 . . . . . 9

(2) 外国人児童生徒・留学生を対象にした防災教室等の開催 . . . . . 9

(3) 災害マニュアル等の多言語化と配布方法の見直し . . . . . 9

(4) 都・区市町村・民間団体の役割 . . . . . 9

2 平常時からの日本人住民と外国人住民の効果的な交流促進 . . . . . 10

(1) 外国人コミュニティ等の情報収集 . . . . . 10

(2) 地域における住民交流の取組 . . . . . 10

(3) モデル事例の紹介 . . . . . 11

(4) 日本人住民への啓発 . . . . . 11

3 平常時からの外国人支援に向けた情報伝達体制の整備 . . . . . 11

(1) 災害情報の多言語化と避難所等における情報提供体制の整備 . . . . . 11

(2) 外国人観光客等への情報伝達 . . . . . 12

4 外国人支援のための都・区市町村・民間団体のネットワーク強化 . . . . . 12

(1) 都・区市町村・民間団体の連携とネットワークの構築 . . . . . 12

(2) 地域のネットワークを活用した外国人支援 . . . . . 13

おわりに . . . . . 14

付属資料

地域国際化推進検討委員会設置要綱 . . . . . 17

地域国際化推進検討委員会委員名簿 . . . . . 19

地域国際化推進検討委員会検討経過 . . . . . 20

世帯と人口 . . . . . 21

区市町村別主要10か国外国人登録人口 . . . . . 24

都内国籍別外国人登録人口 . . . . . 25

## はじめに

これまで、地域国際化推進検討委員会では、平成13年度は「外国人の防災」について、平成17年度は「災害時等緊急時の外国人の情報提供」について検討し、「外国人災害時情報センター」の整備や、「東京都在住外国人向けメディア連絡会」の設置など成果をあげてきた。

しかし、平成19年7月の新潟県中越沖地震や、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震の発生など、最近特に国内で災害が多発しており、海外でも、平成20年5月に中国四川大地震が起こるなど、これまで以上に、都民の災害等(注1)に対する関心が高くなっている。

このような中、都内に在住している外国人の状況をみると、登録人口は、平成20年5月現在で40万人を超え、180以上の国・地域の外国人が各地域に居住している。また、東京を訪れる外国人観光客等も増加しており、平成19年の外国人観光客等数は533万人と、前年比10.9パーセントの増加になっている。経済のグローバル化や少子高齢化にともなう労働人口の減少、そして政府の観光立国の方針によって、今後も外国人居住者や外国人観光客等は大きく増加することが予想される。そうした中、東京で暮らす、そして東京を訪れる外国人に対して、日々安心して安全に暮らし、滞在できる環境づくりが求められている。とりわけ、直接生命に関わる防災対策は、喫緊の課題となっている。

防災に関する知識や危機意識を共有する外国人に、災害時に的確な情報が伝われば、災害時の要援護者ではなく、被災者支援の重要な担い手となることができる。そのためにも、外国人への効果的な情報伝達体制を整備することは、防災対策上大きな意義がある。平常時から、外国人との交流を促進し、日本人とともに生き生きと主体的に活動できる地域社会を形成することで、災害時にも相互連携の効果が期待できる。

このような背景や、これまでの委員会答申を踏まえ、今年度は、より具体的な対策を検討するために、「在住外国人のための効果的な防災対策について」諮問を受けた。委員会では、今日まで4回の委員会を開催し、在住外国人及び外国人短期滞在者支援のための効果的な防災対策について議論を行い、提言としてまとめた。

くろーばるか しゃかい ちいき みぢか がいこくじん うと  
グローバル化した社会において、地域の身近に外国人がいることを受け止め、  
みづか ちいき みづか ちいき まも きょうじょ たいせい がいこくじん さんが たいせい  
自らの地域は自らの地域で守る「共助」の体制へ外国人も参加する体制づくりが  
もと ていげん きかい たぶん かきょうせいしゃかい む へいじょうじ がいこくじん  
求められている。この提言を機会に、多文化共生社会に向けて平常時から外国人  
ちいき なか と こ しゅたいき ちいき かつどう やくわり にな  
が地域の中に溶け込み、主体的に地域活動の役割を担えるようになることで、  
がいこくじん ぼうさいたいさく とりくみ すす きたい  
外国人のための防災対策の取組が進むことを期待したい。

ちゅう さいがいとう  
(注1)災害等

だいじしん たいふう しぜんさいがい だいきぼじこ しんこうかんせんしょう  
大地震や台風などの自然災害のみならず、大規模事故、新興感染症などのあら  
さいがい ぶく  
ゆる災害を含む。

## これまでの外国人への防災に関する取組

### 1 都の取組

都では、災害時の外国人支援に関して、次のことに取り組んでいる。

#### (1) 「外国人災害時情報センター」(平成14年度に整備)

都は災害が発生した場合に、都民の生命等を保護するため、東京都地域防災計画に基づいて災害対策本部を設置し、応急・復旧対策を行う。中でも外国人は言語や習慣等の相違から適切な行動が取れないため、外国人支援対策として、生活文化スポーツ局内に「外国人災害時情報センター」を開設し、外国人が必要とする情報の収集や庁内各局の外国人相談窓口の支援、防災(語学)ボランティアの派遣、区市町村等が行う外国人への情報提供などの支援業務を行う。

#### (2) 「東京都在住外国人向けメディア連絡会」(平成16年度より設置)

「東京都在住外国人向けメディア連絡会」を設置し、災害時に防災情報を円滑に提供できるよう、都内のエスニックメディアが参加する連絡会議を開催し、情報を伝達している。

#### (3) 防災知識の普及啓発(平成18年度より実施)

都の防災ホームページにおいて、英語による防災情報を提供しているほか、区市町村や関係機関等に防災DVDの配布や防災リーフレットを配布し、防災知識の普及啓発に努めている。

#### (4) 外国人向け大規模参加型防災訓練(平成18年度より実施)

外国人に防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた大規模な防災訓練を実施し、合わせて訓練時等に防災(語学)ボランティア研修を行っている。

#### (5) 在住外国人支援事業助成(平成20年度より実施)

在住外国人が平常時から安心して日常生活を営む環境を確保するために、民間の外国人支援団体が行うコミュニケーション支援や生活支援、普及啓発事業に助成を行っている。

## 2 区市町村や都内外国人支援団体の取組

### (1) 区市町村の取組

区市町村では、在住する外国人支援の一環として地域の国際交流協会と連携し、防災対策を実施している。主な取組として、外国人参加の防災訓練や防災講座・防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップ等の作成などのほか、外国人登録窓口などで、防災知識の普及を図っている。

### (2) 東京都国際交流委員会の取組

東京都国際交流委員会では、多言語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語)による緊急災害時の対応や日頃からの備え等に関する防災情報を、ホームページに掲載して周知を図っている。さらに、最近の災害状況を踏まえ、外国人のニーズに対応できる、多言語でわかりやすい災害に関する問い合わせマニュアルの作成などに取り組んでいる。

### (3) 外国人支援団体の取組

都内の外国人支援団体(注2)は、数多くの災害時外国人支援活動を行っている団体がある。平成16年10月に発生した新潟中越地震の際に直接現地に入って活動したほか、平成19年7月の新潟県中越沖地震の時には翻訳活動を行っている。

#### (注2)外国人支援団体

地域国際化協会や国際交流協会、外国人支援活動を行っているNPO、NGOのほか、ボランティアグループ等の任意団体を指す。

## 在住外国人等を取り巻く防災に関する現状と課題

都内に在住・滞在する外国人は、一部の集中地域を除くと都内各地に広く散在している。外国人の多くは、都や区市町村が出す行政情報について、自ら情報を求めていくことは少ない。そのため、必要な防災情報等を伝達するためには、外国人に伝えるための工夫を行っていく必要がある。具体的な現状と課題としては、以下のとおりである。

### 1 外国人等に対する基本的情報の提供や意識醸成の不足

外国人向けの防災知識の普及啓発については、主に広報誌やパンフレット等の媒体を通じて行われており、外国人が参加する防災訓練は、都や区市の一部地域において実施している。

しかし、広報媒体の多くは住民に個別配布されるものを除き、一般的には公共機関の窓口や広報コーナーに設置され、外国人の目に触れているかわからないのが実情である。多言語で作成しているパンフレットやリーフレットも、印刷部数が限定されているため、外国人への防災情報が隔々に行き渡っているかどうか確認ができない。

また、都や区市町村が外国人のための防災訓練を実施しても、外国人住民に情報が周知されないため、一般の外国人の参加につながっていないのが現状である。

一般的に外国人は、災害時の対応に関する知識がないため、いざ、自分自身が地震等の災害に直面したときに、どのような対処をしてよいかわからない。

さらに外国人の多くは、出身国において地震や水害等の災害体験がないため身の危険や、住居等の生活基盤を失う危機意識が低い。

このような外国人に、身近な災害に対する知識や情報を与え、危機意識を醸成するためには、防災知識の普及啓発が重要な課題となる。

## 2 地域社会における外国人との交流や理解の不足

外国人住民は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」において、高齢者・障害者・妊産婦・幼児とともに災害時要援護者とされており、避難等災害時の一連の行動に対して支援を要する者として位置付けられている。外国人は、言語、文化、習慣の違いなど他の災害時要援護者と異なるハンディキャップを有していることから、都においては外国人災害時情報センターによる支援業務を、区市町村においては避難所等の運営・情報提供によって支援を行っていくこととなるが、実際の災害時にうまく機能するかどうか課題となる。

地震等の自然災害が、災害時の支援体制の不備や、日常における人と人のつながりの欠如等社会的な原因により、被害が拡大される恐れがある。過去の災害発生時には、外国人が日本人とコミュニケーションができずに、地域の中で孤立するケースが報告されている。地域で外国人住民が孤立しないように、平常時から交流を促進し、日本人と外国人が日頃から顔の見える関係をつくり、相互理解を深めていくことが重要である。

外国人の多くは出身国ごとにコミュニティを形成し、同じコミュニティに属する人どうしでの交流や情報交換を行っている場合が多いと言われている。交流を進めるに当たり、地域の外国人コミュニティを把握し、その中で日本での滞在期間が長く、日本語を十分理解している主導的役割を担う外国人キーパーソンに呼びかけることが重要であり、防災対策にも有効であると考えられるが、そのキーパーソンの把握が困難であり、都、区市町村、民間団体が確認できていないのが現状である。

また、日本語学校、宗教施設等の外国人コミュニティの核となる情報収集拠点の把握に努めることや、学校やそのPTAのネットワークを利用した情報提供の取組、外国人の子供が通学する学校において防災教育を親子と一緒にを行い、共に防災に対する関心をもってもらう取組についても考えていく必要がある。



### 3 十分に達成されていない外国人への情報伝達体制

災害時において、被災者となった外国人の有する言語障壁を解消することは、最も必要な対策の一つである。

現在、災害時におけるマスコミ等を通じて行われる災害情報や、交通機関で案内される交通情報等は、日本語で提供されている。外国人の多くは日本語によるコミュニケーションが十分でないため、こうした災害情報等について理解することができず、必要な情報が伝わらないおそれがある。また、最近では災害時緊急情報の種類も増えており、専門用語が使われることが多いため、日本語を理解している外国人においても、情報が正確に伝わらない可能性がある。災害情報等や災害時緊急情報は、できる限り多様な言語(注3)で提供されることが求められ、その災害情報の意味を普段から周知しておくことが必要と考える。

災害時は、避難所や交通機関等において被災者への正確な情報提供が重要である。日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人は、情報の正しさを自分で確認できないため、正確な情報を迅速に多様な言語で提供することが必要である。一般のテレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のほか、エスニックメディア等の外国人を対象としたメディア、電話・携帯電話・インターネットなどの通信サービス事業者等を通じた情報提供の方法について考えることも必要である。

また、都内には外国人観光客等、海外からの短期滞在者も多数いることから、これらの人たちに対する災害情報、緊急情報の提供も必要となる。このような外国人に対してはコミュニティ等を通じた情報伝達を行うことができないため、交通機関や旅行業者、観光業者などの団体との連携を強化するとともに、マスコミを活用した情報提供が有効と考えられるため、こうした取組を働きかけることも求められる。

#### (注3)多様な言語

地域の外国人住民の構成を勘案し、多様な言語による対応を行う必要がある。また、ふりがなをふる、理解しやすい表現に置き換えるなど、日本語での表記についても配慮が求められる。

#### 4 外国人支援に関する都・区市町村・民間団体の相互連携不足

これまでも述べたように、都・区市町村・民間団体では、それぞれ外国人向けの防災対策や支援活動を行っている。また、都では区市町村や在住外国人支援団体と連携を図るために、連絡会議を開催し、平常時から情報提供を行っている。しかし、これら団体間の協力体制の構築については、未整備の状態である。

民間団体については、現在、区市の国際交流協会を含めて260団体の情報が東京都国際交流委員会のホームページで検索でき、外国人の災害時の支援に関する取組を行っている団体が34あるが、全体としては多くない。

地震等の自然災害が広範囲に渡り発生した場合、都や区市町村の行政区域を越えた対応が求められるが、都内では、災害時に外国人支援に取り組む民間団体との相互連携・支援協力体制を構築している区市町村が少ないのが現状である。災害時の外国人支援体制をより強化するためには、民間団体を含めた広域的な連携体制を今後検討する必要がある。

阪神・淡路大震災以降、NPO、NGO等の外国人支援の民間団体や各地域の国際交流協会等では、被災地の支援活動の経験を重ね、支援のノウハウを蓄積していることから、都や区市町村がこれらの民間団体と連携、協力することで、より効果的、実践的な外国人のための防災対策の実現が期待できる。また、発災時には各国の大使館では自国民の安否確認が必要となるため、都や区市町村等と大使館の連携が求められている。

さらに、大規模な災害が都全域に及んだ場合に備えるために、現在、八都府県市で防災の連携をしていることから、外国人支援についても、使用する言語や国籍等を考慮したうえで、大都市一体となった災害連携体制について検討すべきであると考えられる。

## 外国人支援のための効果的な防災対策に向けた取組の提言

外国人支援の防災対策を効果的に進めるためには、外国人が多く居住している地域の小中学校や、外国人学校・インターナショナルスクール、日本語学校、大学等の留学生担当窓口、東京入国管理局、区市町村の外国人登録・相談窓口のほか、外国人コミュニティや宗教施設、エスニックレストラン等の場所において、普及啓発や情報提供を行っていく必要がある。具体的には次のとおりである。

### 1 防災に関する効果的な普及啓発の取組

#### (1) 一般の外国人が参加する防災訓練の実施

災害経験の少ない外国人に、災害に関する基本的知識を身につけてもらうために、外国人が多く居住している地域や外国人が多くいる学校では多言語による防災訓練の実施が望ましい。一般の外国人の参加を促進し、防災に関する知識を習得するための普及啓発が求められる。

#### (2) 外国人児童生徒・留学生を対象にした防災教室等の開催

外国人子弟が多い小中学校や外国人学校・インターナショナルスクールにおいては、防災教育を実施し、子供の頃から防災の知識を身につけることが必要である。親子防災教室や訓練等、子供とその親と一緒に参加できる取組が望まれる。

また、留学生の多い大学や日本語学校等において、外国人向けの防災に関する講習会を行うよう働きかける。

#### (3) 災害マニュアル等の多言語化と配布方法の見直し

多言語化した災害時行動マニュアルや、多言語防災マップを、外国人が多く居住している地域等における配布方法を見直し、直接、外国人に手渡して配布するよう要請することが求められる。

#### (4) 都・区市町村・民間団体の役割

広域行政を担う東京都の役割として、各区市町村や民間団体が取組む外国人のための防災対策の推進を支援し、区市町村等の取組全体の底上げをはかることが求められる。このような視点に立って、都・区市町村・民間団体の役割をまとめる以下のとおりである。

都においては、多言語での防災訓練の実施に必要な事項をまとめた実施マニュアル等を作成し、区市町村に提供する。防災教室等の教材として、都が作成している多言語の防災DVDを提供する。

また、防災に関する外国人支援の先進的な取組事例を紹介した防災マニュアルを作成し、会議等の場で周知したりすることが求められる。

区市町村では、区域内の外国人が多く居住する地域や町会、自治会、外国人学校等に対し、外国人が参加できる防災訓練を呼びかけ、効果的な訓練を実施する。訓練時の通訳として語学ボランティアを積極的に活用する。防災教室等による防災に関する知識の普及啓発を行う。日常的に防災意識を醸成する災害時行動マニュアルの多言語化や、多言語防災マップの作成等が求められる。外国人支援団体を通じて、都や区市町村が作成した多言語災害時行動マニュアル等を配布し、防災知識の普及啓発に協力を求めている。

民間団体では、区市町村等で実施する防災訓練で、これまでの支援活動における実績・経験を提供できるように運営のサポートを行うことや、防災教室等において講師の紹介や都内での講習会実施状況・実施例について情報提供することが期待される。

## 2 平常時からの日本人住民と外国人住民の効果的な交流促進

### (1) 外国人コミュニティ等の情報収集

都及び区市町村、民間団体が、平常時から外国人住民と連携を図る上で最も重要なことは、地域の外国人コミュニティの中で、誰に連絡すれば情報が伝達できるかということである。都及び区市町村、民間団体は連携して外国人コミュニティと外国人キーパーソンの情報収集に努め、把握しておくことが不可欠である。

### (2) 地域における住民交流の取組

都や区市町村の取組等を活用して、地域の防災訓練等、町会、自治会が行う活動に、外国人が参加し、外国人コミュニティと日本人住民との交流が促進され、地域の中で日本人と外国人の共生社会づくりが進んでいくことが望まれる。

そのためには、外国人支援団体が積極的に町会、自治会の活動と連携し、交流を促進させる事業を実施していくことを期待したい。

### (3) モデル事例の紹介

外国人が多く居住している町会や自治会では役員に外国人が就任しているところもあることから、そのような地域の活動や区市町村が外国人住民の災害対策について先進的に行っている事例を都はモデル事例として紹介し、普及・広報していくことが望まれる。

### (4) 日本人住民への啓発

外国人と日本人が日頃から顔の見える関係を構築していくために、外国人が多く住む地域等の日本人住民に対しても、地域の外国人を受け入れ、理解するための啓発を行うことが望まれる。

## 3 平常時からの外国人支援に向けた情報伝達体制の整備

災害時に備えて、平常時から外国人に適切に情報提供を行うための体制を整備することが求められる。日本語がほとんどである情報を、多様な言語で外国人にわかりやすく提供する取組が必要である。

### (1) 災害情報の多言語化と避難所等における情報提供体制の整備

都は、災害時緊急情報の種類やそれぞれの意味を理解してもらうために、災害情報用語一覧等を作成し、多様な言語によるリーフレット等の媒体で情報提供することが望まれる。これらを平常時から身につけておくことで、緊急時の対応に備えることが可能となる。また、テレビ・ラジオ・新聞等の在京メディアや電話・携帯電話・インターネットサービス事業者等に対して、災害時に多様な言語による情報提供を行うよう働きかけを行うことが求められる。交通機関における災害時情報の提供についても多言語対応の協力を要請することが求められる。

区市町村では、災害時の避難所等における情報提供について、外国人向けの多様な言語による表示を行う。平常時より、災害時に避難所等として使用する施設については、外国人でも分かる案内表示・サイン等を整備することが求められる。それとともに、避難所等で外国人に正確な情報を伝えるために、多言語の

通訳ボランティアの配備について平常時から準備しておくことが必要である。また、民間団体と連携・協力して災害時の避難所等の情報伝達体制マニュアルを整備しておくことが望まれる。

防災訓練とともに、実際の避難所を想定した外国人のための宿泊訓練等を行っている行政の事例もあることから、こうした支援体制を検証する取組も有効であると考えられる。

## (2) 外国人観光客等への情報伝達

都は、観光客等の外国人短期滞在者への情報伝達支援について、庁内関係部局と連携を図り、効果的な支援体制を整備することが望まれる。特に、各観光・旅行業者、旅館業者及びこれらの業者団体と連携した会議の開催に合わせて、災害時の情報伝達について周知するとともに、携帯リーフレット等を作成し、空港やホテル、観光案内所等、外国人観光客等が利用する場所に配布し、活用されるようにすることが望まれる。

初めて日本を訪れる外国人は日本の制度・習慣に慣れていないため、様々なトラブルに見舞われることが考えられる。そうした外国人に対して、既存の行政や民間の各種インフォメーションの窓口を活用して、災害情報等を提供することも考えられる。

## 4 外国人支援のための都・区市町村・民間団体のネットワーク強化

### (1) 都・区市町村・民間団体の連携とネットワークの構築

平常時から外国人コミュニティや外国人学校、日本語学校、宗教施設、エスニックレストラン等の情報発信拠点と連携し、協力体制を構築するためには、情報伝達における都、区市町村、民間団体の連携強化が不可欠である。

外国人支援のための会議としては、これまで、都が主催し区市町村の国際交流担当部署の職員が参加する「東京都区市町村国際交流推進連絡会議」や、災害時に活用できる団体ネットワークの構築を目的とした「外国人支援団体連絡会」、また都とNPO・NGOや地域国際交流協会が共同代表で主催する「国際交流・協力TOKYO連絡会」がある。

しかし、これらの会議は、独立した会議であり、横断的な連携ができていないのが実情である。実際に災害が発生した場合、迅速な連携を図り、支援体制を構築していかなければならないが、現体制では、効果的な災害時の支援に支障が出る可能性がある。

そのためには、都、区市町村、民間団体が日頃から情報を双方向に共有し、解決すべき課題は何か常に議論し、課題解決に向けてそれぞれの役割を担い合いながら、共に活動するネットワークの構築が望まれる。例えば、都、区市町村、民間団体の自主性を尊重し、相互の連携の核となる機能をもった会議の開催等が考えられる。都は、こうした情報の共有や課題の解決について、各区市町村や民間団体のコーディネーター役として、ネットワークの中で主導的な役割を担うとともに、災害時に開設する外国人災害時情報センターを機動力あるものとするためにも、平常時から情報センターとしての機能を発揮することが求められる。

また、外国人の安否確認や情報提供についても、都や区市町村、大使館、民間団体等の災害時の連携の推進に向けて、今後都がリーダーシップを発揮して、検討することが必要と考える。

合わせて、情報伝達体制や広域的な連携についても、各団体の専門性を有した人材を有効に活用し、災害時の迅速な外国人支援が行えるように緊密な連絡体制をつくることが望ましい。

## (2) 地域のネットワークを活用した外国人支援

平常時からネットワークを活用した情報伝達体制をつくり、災害時の迅速な外国人支援が行えるようにするためには、まず地域でのネットワークが確立している必要がある。そのため、区市町村において各自治体が設置した国際交流協会及び外国人コミュニティや外国人キーパーソンと連携するなどして、各地域の実情に合わせたネットワークをつくることが求められる。

## おわりに

本答申は、東京に滞在し、暮らしている外国人にとって直接生命に関わる防災対策について、平常時から日本人住民と外国人住民の交流を促進する地域での取組や、平常時の外国人支援に向けた情報伝達体制の整備及び関係団体とのネットワークの構築を基本とする取組を行っていくことにより、外国人がより安心、安全に過ごすことができ、災害時の支援体制が明確になった東京の実現を目指すものである。

平成20年6月、東京は2016年オリンピック・パラリンピック立候補都市に選定され、本年10月2日、IOC総会において開催都市が決定される。東京が外国人住民にとって住みやすく、外国人観光客等にとって快適に観光できる、安心安全な魅力ある都市として高く評価されるためには、世界に発信できる国際都市東京、多文化共生社会を推進できる東京の実現に向けて、都の施策が進められることが望ましい。

災害が、いつどのような規模で発生するか予測できない今、迅速な対応を図るためには組織や団体の垣根を越えた連携づくりが早急に求められている。平常時から顔の見えるネットワークをつくることで、在住外国人のためのより効果的な防災対策が推進されることを期待したい。



ふ ぞく し りょう  
付 属 資 料



# 地域国際化推進検討委員会設置要綱

平成 13 年 6 月 15 日  
13 生文振国第 147 号  
生活文化局長決定  
改正 平成 18 年 3 月 31 日  
17 生文振事第 603 号  
改正 平成 19 年 3 月 30 日  
18 生都管法第 1714 号

## (設置目的)

第 1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、地域国際化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第 2 委員会は、生活文化スポーツ局長の諮問に応じて、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、同局長に助言する。

## (構成)

第 3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO 等から、生活文化スポーツ局長が依頼する 14 人以内の委員で構成する。

## (委員任期)

第 4 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

## (委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (召集)

第 6 委員会は、委員長が召集する。

## (公開等)

第 7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、生活文化スポーツ局 都民生活部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化スポーツ局長が定める。

附則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

ちいきこくさいかすいしんけんとういんかいいいんめいぼ  
地域国際化推進検討委員会委員名簿

ごじゅうおんじゆん けいしりやうやく  
(五十音順、敬称略)

	し めい 氏 名	せいべつ 性別	しゅっしんち 出身地	げん しょく 現 職
1	きむ くんひ 金 根熙	おとこ 男	だいかんみんこく 大韓民国	かぶしきがいしゃかんこくひろば だいひょうとりしまりやくしゃちょう 株式会社韓国広場 代表取締役社長
2	じょん すみざーず ジョン スミザーズ	おとこ 男	かなだ カナダ	とうきょう いんたーなしょなるすくーる 東京 Y M C A インターナショナルスクール きょうむしゅにん 教務主任
3	すぎさわ みちこ 杉澤 経子	おんな 女	にほん 日本	とうきょうがいこくごだいがくたげんご・たぶんかきょういくけんきゅうせんだー 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター ぶろぐらむこーでいねーたー プログラムコーディネーター
4	せきぐち こういちろう 関口 耕一郎	おとこ 男	にほん 日本	もととくていひえいりかつどうほうじんたぶんかきょうせいせんだーとうきょう 元特定非営利活動法人多文化共生センター東京 じむきょくちょう 事務局 長
5	たん まうらに 丹 マウラニ	おんな 女	いんどねしあ インドネシア	とくていひえいりかつどうほうじんざいにちがいこくじんじょうほうせんだー 特定非営利活動法人在日外国人情報センター りじ 理事
6	なかもつ ぴんきー 中松 ピンキー	おんな 女	ふいりびん フィリピン	ねりまく えいごがくしゅうしどういん 練馬区 英語学習指導員
7	なかもり ひろみち 中森 広道	おとこ 男	にほん 日本	にほんだいがくぶんりがくぶ きょうじゅ 日本大学文理学部 教授
8	ふじばやし ふみお 藤林 文男	おとこ 男	にほん 日本	しんじゅくく くちょうしつ ききかんりか かちょう 新宿区 区長室 危機管理課 課長
9	やまわき けいぞう 山脇 啓造	おとこ 男	にほん 日本	めいじだいがくこくさいにほんがくぶ きょうじゅ 明治大学国際日本学部 教授
10	りく ばんか 陸 晚霞	おんな 女	ちゅうごく 中国	とうきょうだいがくだいがくいんそうごうぶんかけんきゅうか だいがくいんせい 東京大学大学院総合文化研究科 大学院生

ち い き こ く さ い が す い し ん け ん と う い い ん か い      け ん と う け い か  
**地域国際化推進検討委員会      検討経過**

(平成20年7月～平成21年1月)

かい 回	ねん がつ び 年 月 日	ぎ だい 議 題
だい かい 第1回	へいせい ねん がつ にち 平成20年 7月11日	しもん いけんこうかん 諮問、意見交換
だい かい 第2回	へいせい ねん がつ にち 平成20年 9月26日	どうしんこっし 答申骨子
だい かい 第3回	へいせい ねん がつ にち 平成20年11月28日	どうしんそあん 答申素案
だい かい 第4回	へいせい ねん がつ にち 平成21年 1月30日	どうしん ざいじゅうがいこくじん こうかてき 答申「在住外国人のための効果的 ぼうさいたいさく な防災対策について」

# 世帯と人口

平成20年10月1日現在

地	区域	住民基本台帳					外国人	前月人口
		人口総数	世帯数	人口		登録人口	総数との	
		(A+B)		総数(A)	男	女	(B)	増減
総数		12 917 456	6 207 947	12 512 396	6 214 543	6 297 853	405 060	5 414
区	部	8 784 676	4 374 545	8 447 422	4 182 715	4 264 707	337 254	4 234
市	部	4 044 222	1 794 039	3 977 394	1 987 569	1 989 825	66 828	1 164
郡	部	59 751	24 082	58 991	29 725	29 266	760	31
島	部	28 807	15 281	28 589	14 534	14 055	218	15
区	部	8 784 676	4 374 545	8 447 422	4 182 715	4 264 707	337 254	4 234
千代田区		48 843	25 294	46 066	22 664	23 402	2 777	181
中央区		114 871	63 311	110 078	52 576	57 502	4 793	289
港区		219 656	112 602	197 356	92 333	105 023	22 300	400
新宿区		314 092	167 725	280 810	140 464	140 346	33 282	667
文京区		194 903	100 810	187 757	89 991	97 766	7 146	323
台東区		176 297	90 047	164 733	84 047	80 686	11 564	160
墨田区		244 490	120 939	235 416	118 306	117 110	9 074	152
江東区		455 072	215 583	436 253	218 032	218 221	18 819	387
品川区		357 066	188 001	345 295	169 971	175 324	11 771	167
目黒区		261 156	140 136	253 240	118 900	134 340	7 916	123
大田区		689 825	341 429	671 979	338 250	333 729	17 846	66
世田谷区		845 436	432 975	829 841	397 153	432 688	15 595	54
渋谷区		207 666	117 507	196 337	93 377	102 960	11 329	509
中野区		312 230	176 011	300 622	150 744	149 878	11 608	33
杉並区		537 943	291 499	526 593	254 215	272 378	11 350	150
豊島区		260 459	142 694	243 495	122 718	120 777	16 964	59
北区		334 606	167 019	319 307	158 689	160 618	15 299	11
荒川区		199 392	92 124	183 920	92 137	91 783	15 472	121
板橋区		533 576	263 395	516 050	257 792	258 258	17 526	408
練馬区		702 377	329 007	688 752	341 333	347 419	13 625	348
足立区		656 879	294 665	633 885	320 760	313 125	22 994	560
葛飾区		444 373	200 964	430 384	216 524	213 860	13 989	137
江戸川区		673 468	300 808	649 253	331 739	317 514	24 215	209

# 世帯と人口 - 続 -

平成20年10月1日現在

地	域	人口総数 (A + B)	住 民 基 本 台 帳				外国人 登録人口 (B)	前月人口 総数との 増 減			
			世帯 数	人		こ う 口					
				総 数 (A)	おと こ 男				あんな 女		
市	部	4 044 222	1 794 039	3 977 394	1 987 569	1 989 825	66 828	1 164			
はち 八	おう 王	じ 子	し 市	556 296	239 401	547 392	276 284	271 108	8 904	276	
たち 立	かわ 川		し 市	177 139	80 896	173 619	86 939	86 680	3 520	7	
む 武	さし 蔵	の 野	し 市	136 886	70 180	134 447	64 972	69 475	2 439	75	
み 三	たか 鷹		し 市	179 053	86 914	175 804	86 910	88 894	3 249	113	
おう 青	め 梅		し 市	140 008	58 200	138 459	69 928	68 531	1 549	73	
ふ 府	ちゅう 中		し 市	246 869	112 428	242 533	123 780	118 753	4 336	169	
あき 昭	しま 島		し 市	112 754	48 916	110 578	55 802	54 776	2 176	90	
ちよう 調	ふ 布		し 市	218 471	105 532	214 630	106 615	108 015	3 841	58	
まち 町	だ 田		し 市	419 549	174 675	413 999	204 818	209 181	5 550	463	
こ 小	がね 金	い 井	し 市	113 379	53 304	110 995	55 350	55 645	2 384	24	
こ 小	だいら 平		し 市	183 197	81 093	179 134	89 378	89 756	4 063	31	
ひ 日	の 野		し 市	175 786	77 877	173 364	88 101	85 263	2 422	129	
ひがし 東	むら 村	やま 山	し 市	149 820	65 821	147 768	73 257	74 511	2 052	220	
こく 国	ぶん 分	じ 寺	し 市	117 542	54 280	115 824	57 942	57 882	1 718	61	
くに 立	たち 立		し 市	74 258	34 296	72 749	36 068	36 681	1 509	20	
ふつ 福	ま 生		し 市	60 895	27 696	58 534	29 564	28 970	2 361	2	
ね 猫	え 江		し 市	76 935	37 730	76 033	37 528	38 505	902	17	
ひがし 東	やま 大	と 和	し 市	83 139	34 346	82 145	40 946	41 199	994	40	
きよ 清	せ 瀬		し 市	73 454	31 941	72 485	35 213	37 272	969	6	
ひがし 東	く 久	る 留	め 米	し 市	116 452	49 779	114 705	56 904	57 801	1 747	31
む 武	まし 蔵	むら 村	やま 山	し 市	70 391	27 916	69 218	34 867	34 351	1 173	84
た 多	ま 摩		し 市	147 364	64 943	145 126	72 343	72 783	2 238	92	
いな 稻	ぎ 城		し 市	81 982	33 851	80 890	41 150	39 740	1 092	92	
は 羽	むら 村		し 市	57 667	23 669	55 868	28 551	27 317	1 799	47	
あ あ	きる 野		し 市	81 448	31 748	80 806	40 492	40 314	642	12	
にし 西	とうき 東	きょう 京	し 市	193 488	86 607	190 289	93 867	96 422	3 199	146	



# 世帯と人口 - 続 -

平成20年10月1日現在

地	域	人口総数 (A + B)	住民基本台帳			外国人 登録人口 (B)	前月人口 総数との 増減	
			世帯 数	人口				
				総数(A)	男			女
町	村部	88 558	39 363	87 580	44 259	43 321	978	16
西	多摩郡	59 751	24 082	58 991	29 725	29 266	760	31
	瑞穂町	34 439	13 449	33 777	17 266	16 511	662	17
	日の出町	15 954	6 453	15 882	7 880	8 002	72	26
	檜原村	2 844	1 227	2 833	1 410	1 423	11	2
	奥多摩町	6 514	2 953	6 499	3 169	3 330	15	14
島	部	28 807	15 281	28 589	14 534	14 055	218	15
大	島支庁	14 391	7 290	14 340	7 104	7 236	51	2
	大島町	8 942	4 892	8 900	4 420	4 480	42	3
	利島村	304	164	303	161	142	1	2
	新島村	3 088	1 371	3 084	1 484	1 600	4	1
	神津島村	2 057	863	2 053	1 039	1 014	4	2
三	宅支庁	3 203	1 932	3 167	1 707	1 460	36	1
	三宅村	2 904	1 767	2 870	1 544	1 326	34	-
	御蔵島村	299	165	297	163	134	2	1
八	丈支庁	8 775	4 758	8 656	4 380	4 276	119	15
	八丈町	8 593	4 647	8 475	4 272	4 203	118	15
	青ヶ島村	182	111	181	108	73	1	-
小	笠原支庁	2 438	1 301	2 426	1 343	1 083	12	1
	小笠原村	2 438	1 301	2 426	1 343	1 083	12	1

町村部は、西多摩郡と島部を含む地域である。

<参考> 前月及び前年同月との比較

地	域	人口			前月との比較		前年同月との比較	
		平成20年10月1日	平成20年9月1日	平成19年10月1日	増減	増減率(%)	増減	増減率(%)
総	数	12 917 456	12 912 042	12 808 719	5 414	0.04	108 737	0.85
区	部	8 784 676	8 780 442	8 700 911	4 234	0.05	83 765	0.96
市	部	4 044 222	4 043 058	4 018 802	1 164	0.03	25 420	0.63
郡	部	59 751	59 720	59 995	31	0.05	244	0.41
島	部	28 807	28 822	29 011	15	0.05	204	0.70

連絡先 東京都総務局統計部人口統計課 電話 (03) 5321-1111 内線25-512

第1表 区市町村別主要10か国外国人登録人口（平成20年10月1日現在）

国・地	総数	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	米国	インド	英国	タイ	フランス	ブラジル	オーストラリア	その他	前年同月との比較	
													総数	増減数
総数	405 060	142 213	117 938	31 974	19 518	9 428	7 543	6 862	5 914	4 395	4 076	55 199	385 829	19 231
区部	337 254	118 732	100 135	24 502	16 188	8 650	6 728	5 559	5 624	2 754	3 658	44 724	320 117	17 137
千代田区	2 777	848	484	68	272	138	103	28	274	20	55	487	2 555	222
中央区	4 793	1 675	1 108	128	325	295	140	57	121	25	84	835	4 102	691
港区	22 300	2 897	3 640	1 000	5 012	931	1 595	195	1 084	368	894	4 684	21 532	768
新宿区	33 282	9 757	14 614	888	853	266	432	692	1 203	177	219	4 181	31 461	1 821
文京区	7 146	2 503	2 318	204	352	171	91	122	244	43	65	1 033	6 939	207
台東区	11 564	4 082	4 670	760	208	562	85	205	93	39	49	811	10 777	787
墨田区	9 074	3 772	2 388	1 323	112	68	62	378	42	46	25	858	8 742	332
江東区	18 819	8 513	5 127	1 532	342	825	122	370	95	108	107	1 678	17 669	1 150
品川区	11 771	3 745	2 654	884	630	739	317	163	162	99	162	2 216	11 401	370
目黒区	7 916	1 483	1 586	644	864	202	413	122	216	67	304	2 015	7 897	19
大田区	17 846	6 451	4 173	2 217	621	392	219	368	90	345	114	2 856	17 208	638
世田谷区	15 595	3 588	4 284	892	1 514	416	643	207	393	125	334	3 199	14 993	602
渋谷区	11 329	1 863	1 937	388	2 002	194	981	176	667	138	495	2 488	11 320	9
中野区	11 608	4 010	4 060	444	372	233	203	210	180	77	128	1 691	10 942	666
杉並区	11 350	3 647	3 530	564	701	123	275	211	142	87	138	1 932	10 966	384
豊島区	16 964	9 098	3 797	424	365	130	222	220	199	56	94	2 359	15 639	1 325
北区	15 299	7 954	3 478	972	171	170	107	140	45	147	58	2 057	14 546	753
荒川区	15 472	5 380	7 826	667	120	77	61	149	39	45	26	1 082	14 346	1 126
板橋区	17 526	8 954	4 302	1 461	272	111	166	234	83	144	59	1 740	16 147	1 379
練馬区	13 625	4 649	4 681	978	523	288	188	255	106	114	89	1 754	12 858	767
足立区	22 994	7 585	8 948	3 666	188	101	79	396	44	261	43	1 683	22 299	695
葛飾区	13 989	6 057	4 401	1 577	135	115	82	230	41	83	29	1 239	13 171	818
江戸川区	24 215	10 221	6 129	2 821	234	2 103	142	431	61	140	87	1 846	22 607	1 608
市部	66 828	23 341	17 644	7 175	3 259	767	810	1 272	290	1 578	416	10 276	64 717	2 111
八王子市	8 904	3 359	2 163	1 060	266	103	59	133	31	215	42	1 473	8 414	490
立川市	3 520	1 545	978	341	132	46	22	33	9	106	10	298	3 441	79
武蔵野市	2 439	857	601	92	258	29	73	49	32	20	48	380	2 395	44
三鷹市	3 249	947	943	195	327	31	93	77	32	33	45	526	3 176	73
青梅市	1 549	379	265	362	70	8	9	64	1	102	-	289	1 532	17
府中市	4 336	1 437	1 094	453	291	64	67	94	13	92	25	706	4 302	34
昭島市	2 176	787	709	228	50	9	5	23	2	53	4	306	2 224	48
調布市	3 841	1 286	1 220	299	168	68	44	86	29	28	23	590	3 853	12
町田市	5 550	2 227	1 311	519	298	68	95	102	27	59	43	801	4 930	620
小金井市	2 384	1 023	415	131	162	33	53	40	23	12	25	467	2 397	13
小平市	4 063	1 120	1 923	246	88	12	29	47	12	136	15	435	4 071	8
日野市	2 422	1 102	514	244	69	44	25	38	5	11	12	358	2 425	3
東村山市	2 052	710	634	285	56	8	19	27	8	12	8	285	1 868	184
国分寺市	1 718	690	492	113	89	22	33	15	13	17	18	216	1 700	18
国立市	1 509	568	396	79	68	34	24	34	6	10	14	276	1 440	69
福生市	2 361	548	355	430	152	28	7	147	2	108	5	579	2 333	28
狛江市	902	284	241	102	53	10	19	28	9	12	11	133	852	50
東大和市	994	247	330	269	27	4	9	26	-	21	9	52	988	6
清瀬市	969	375	218	164	28	1	7	20	4	6	8	138	947	22
東久留米市	1 747	446	386	254	252	28	32	41	3	19	22	264	1 660	87
武蔵村山市	1 173	349	194	269	39	4	2	18	1	136	-	161	1 053	120
多摩市	2 238	1 013	566	259	63	28	23	25	9	19	10	223	2 264	26
稲城市	1 092	427	293	131	24	11	10	21	1	24	6	144	1 033	59
羽村市	1 799	310	151	292	73	21	6	18	-	271	-	657	1 786	13
あきる野市	642	142	177	91	44	4	1	18	1	21	2	141	615	27
西東京市	3 199	1 163	1 075	267	112	49	44	48	17	35	11	378	3 018	181
町村部	978	140	159	297	71	11	5	31	-	63	2	199	995	17
西多摩郡	760	127	79	226	52	11	4	22	-	61	-	178	762	2
瑞穂町	662	111	62	204	37	11	3	21	-	57	-	156	657	5
日の出町	72	12	13	16	5	-	-	1	-	4	-	21	76	4
檜原村	11	-	3	3	5	-	-	-	-	-	-	-	11	-
奥多摩町	15	4	1	3	5	-	1	-	-	-	-	1	18	3
島部	218	13	80	71	19	-	1	9	-	2	2	21	233	15
大島支庁	51	8	9	4	4	-	-	6	-	2	-	18	54	3
三宅支庁	36	1	19	13	1	-	-	-	-	-	-	2	38	2
八丈支庁	119	4	49	53	7	-	1	3	-	-	1	1	128	9
小笠原支庁	12	-	3	1	7	-	-	-	-	-	1	-	13	1

注) 国籍は、平成20年1月1日現在で登録人口の多い10か国とした。

人口規模を考慮し、島部町村については、支庁単位の集計とした。各支庁管内の町村は以下のとおり。

大島支庁：大島町、利島村、新島村、神津島村

八丈支庁：八丈町、青ヶ島村

三宅支庁：三宅村、御蔵島村

小笠原支庁：小笠原村

第2表 都内国籍別外国人登録人口(平成20年1月1日現在)

国・地域	人口	国・地域	人口	国・地域	人口
<b>総数</b>	<b>390 321</b>	マルタ	15	トーゴ	7
<b>アジア</b>	<b>324 366</b>	モルドバ	37	チュニジア	110
アフガニスタン	95	マケドニア	12	ウガンダ	100
アラブ首長国連邦	7	オランダ	483	南アフリカ	158
ミャンマー	4 015	ノルウェー	124	エジプト	231
バーレーン	2	ポーランド	260	ブルキナファソ	3
ブータン	10	ポルトガル	149	ザンビア	21
バングラデシュ	3 348	ルーマニア	627	ジンバブエ	15
ブルネイ	10	ロシア	2 009	アンゴラ	1
カンボジア	204	スペイン	614	ギニアビサウ	3
スリランカ	1 382	スウェーデン	803	<b>北米</b>	<b>23 553</b>
中国	134 493	スイス	484	バルバドス	44
キプロス	8	トルクメニスタン	4	バハマ	85
インド	8 706	タジキスタン	6	ベリーズ	4
インドネシア	2 736	英国	7 541	カナダ	3 617
イラン	1 336	ウクライナ	337	コスタリカ	48
イラク	45	ウズベキスタン	223	キューバ	92
イスラエル	398	アルメニア	17	ドミニカ共和国	77
ヨルダン	32	アゼルバイジャン	7	ドミニカ国	7
韓国・朝鮮	115 051	グルジア	6	エルサルバドル	26
クウェート	12	スロベニア	14	グアテマラ	26
ラオス	258	スロバキア	56	ハイチ	6
レバノン	51	ボスニア・ヘルツェゴビナ	10	ホンジュラス	51
マレーシア	2 268	セルビア・モンテネグロ	50	ジャマイカ	41
モンゴル	926	<b>アフリカ</b>	<b>2 920</b>	メキシコ	380
オマーン	4	アルジェリア	31	ニカラグア	17
モルディブ	10	ブルンジ	5	パナマ	16
ネパール	3 600	ボツワナ	1	セント・ヴィンセント	1
パキスタン	1 468	カメルーン	61	セント・クリストファー・ネイヴィース	2
フィリピン	32 130	中央アフリカ	1	トリニダード・トバゴ	10
カタール	18	チャド	1	米国	19 001
サウジアラビア	172	コンゴ共和国	3	グレナダ	1
シリア	50	コンゴ民主共和国	66	アンティグア・バーブーダ	1
シンガポール	1 225	ベナン	15	<b>南米</b>	<b>8 217</b>
タイ	6 743	ジブチ	3	アルゼンチン	325
東ティモール	3	エチオピア	122	ボリビア	120
トルコ	552	エリトリア	3	ブラジル	4 454
ベトナム	2 988	ガボン	4	チリ	150
イエメン	10	ガーナ	572	コロンビア	663
<b>ヨーロッパ</b>	<b>25 802</b>	ギニア	137	エクアドル	33
アルバニア	7	ガンビア	9	ガイアナ	1
オーストリア	250	コートジボアール	32	パラグアイ	76
ベルギー	296	ケニア	110	ペルー	2 284
ブルガリア	170	リベリア	11	スリナム	5
ベラルーシ	97	リビア	7	ウルグアイ	21
クロアチア	40	レソト	43	ベネズエラ	85
チェコ	89	マダガスカル	14	<b>オセアニア</b>	<b>5 244</b>
デンマーク	258	マリ	41	オーストラリア	4 117
エストニア	32	モーリタニア	1	フィジー	67
フィンランド	271	モロッコ	111	キリバス	2
フランス	5 568	マラウイ	6	マーシャル諸島	3
ドイツ	2 793	モーリシャス	21	ミクロネシア	1
ギリシャ	85	モザンビーク	3	ニュージーランド	989
ハンガリー	174	ニジェール	2	ナウル	2
アイスランド	27	ナイジェリア	640	パプア・ニューギニア	16
アイルランド	490	ナミビア	1	パラオ	5
イタリア	1 082	ルワンダ	7	ソロモン諸島	5
キルギス	43	セネガル	84	トンガ	22
カザフスタン	44	シエラレオネ	24	バヌアツ	1
リヒテンシュタイン	4	ソマリア	1	サモア	14
ルクセンブルク	10	スーダン	27		
ラトビア	19	スワジランド	1		
リトアニア	65	セイシェル	4		
		タンザニア	46	無国籍・その他	219

注) 「無国籍・その他」は、旧国名で報告された人数及びパレスチナを含む。

セルビアとモンテネグロの合計登録人口